

令和6年11月26日

令和6年度 第2回 柏原市都市計画審議会

報 告 資 料

報告資料1

特定生産緑地の指定について（報告）

報告資料2

（仮称）柏原スマートインターチェンジの整備について（報告）

報告資料3

恩智川（法善寺）多目的遊水地上面整備について（報告）

令和6年度 第2回柏原市都市計画審議会



報告案件Ⅰ

特定生産緑地の 指定について

2024年11月26日 [火]



定義

生産緑地地区とは

生産緑地とは、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地の緑地としての機能を活かし、計画的に農地を保全していこうとする制度

平成4年に創設!

生産緑地の指定を受けた場合のメリット

- ・ 固定資産税が軽減される
- ・ 相続税・贈与税の納税猶予が受けられる

条件

生産緑地の指定を受けた場合の行為制限

- ・ 30年間農地として維持管理する義務を負う
- ・ 開発行為等の土地利用制限を受ける



しかし

① 30年経過すると、固定資産税等税等の税制優遇の期間が終了!

② 30年経過すると、いつでも農地以外に転用可能!

定義

特定生産緑地制度 (H29創設)

① 30年経過すると、
固定資産税等税等の税
制優遇の期間が終了！

② 30年経過すると、
いつでも農地以外に
転用可能！

そこで

生産緑地地区の指定から30年の基準日が近く到来する地区のうち、その先においても緑地保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを『特定生産緑地』として、市町村が指定できる制度

10年間引き延ばし！

生産緑地地区



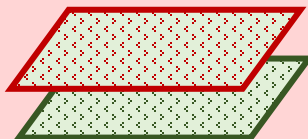
特定生産緑地の
指定を受ける

指定より
30年経過

特定生産緑地の
指定を受けない

特定生産緑地

●重ねて指定



- 営農義務あり
- 税制優遇あり！
- 土地利用の制限あり



生産緑地地区

●地区の指定は、
自動的に外れない



- 営農義務あり (農地の場合)
- 税制優遇なし！
- いつでも農地転用可

市に買取り申し出、
あっせん後、転用





定義

【凡例】特定生産緑地の状況

- 生産緑地地区の指定から30年経過していない箇所
or
- 特定生産緑地の指定を見送った箇所

- 特定生産緑地に既に指定している箇所

- 今年度に特定生産緑地の指定を行う箇所
(平成6年に生産緑地に指定し、30年経過目前)

凡 例	
	未指定地 (特定生産緑地)
	指定済み (特定生産緑地)
	追加指定 (特定生産緑地)

【令和6年度の追加箇所】

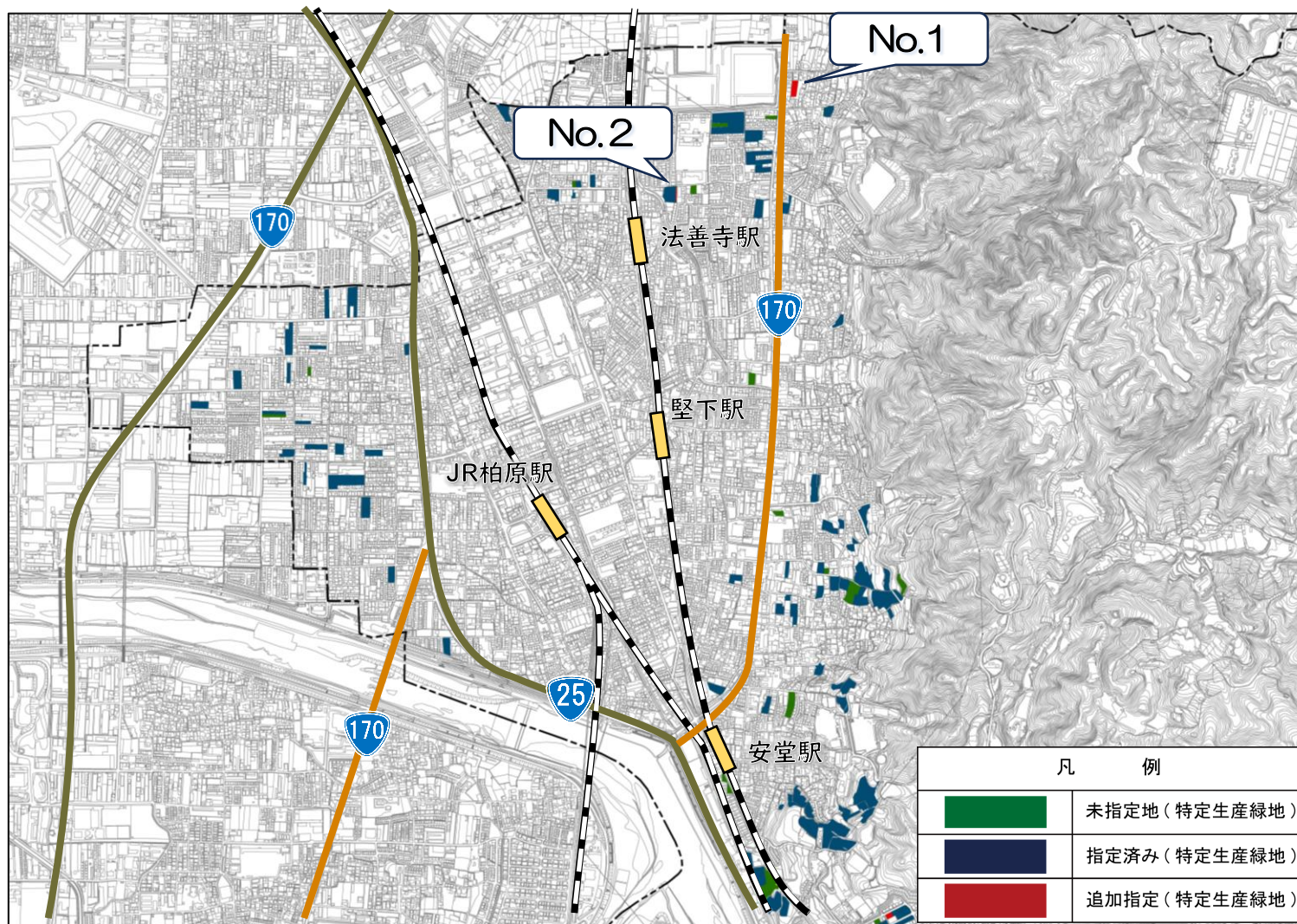
1. 山ノ井一③
2. 法善寺4一⑨
3. 高井田一②
4. 国分東条町一⑰
5. 国分市場1一⑥
6. 国分市場2一⑭
7. 円明町一⑫
8. 旭ヶ丘2一③

計 8 地区

※これらは、30年前の平成6年に指定した生産緑地

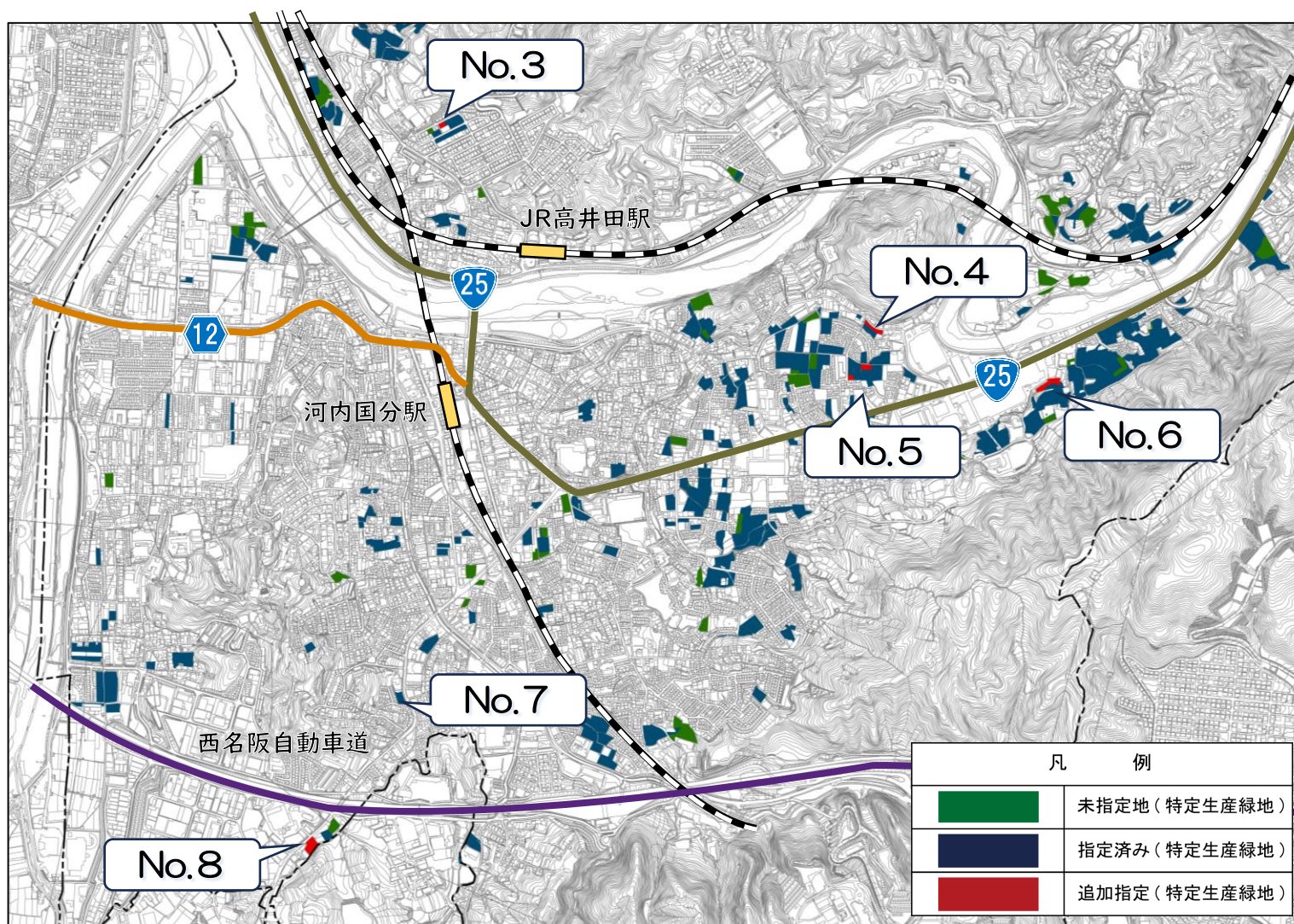
全体図

柏原地区



全体図

国分地区



No.1 地区名称: 山ノ井-③

生産緑地地区の指定面積



全体: 0.10 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.00ha
+ 今年度の指定面積 : 0.10ha
計 0.10ha (指定率100%)



No.2 地区名称: 法善寺4-⑨

生産緑地地区の指定面積



全体: 0.20 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.17ha
+ 今年度の指定面積 : 0.03ha
計 0.20ha (指定率100%)



No.3 地区名称: 高井田-②

生産緑地地区の指定面積

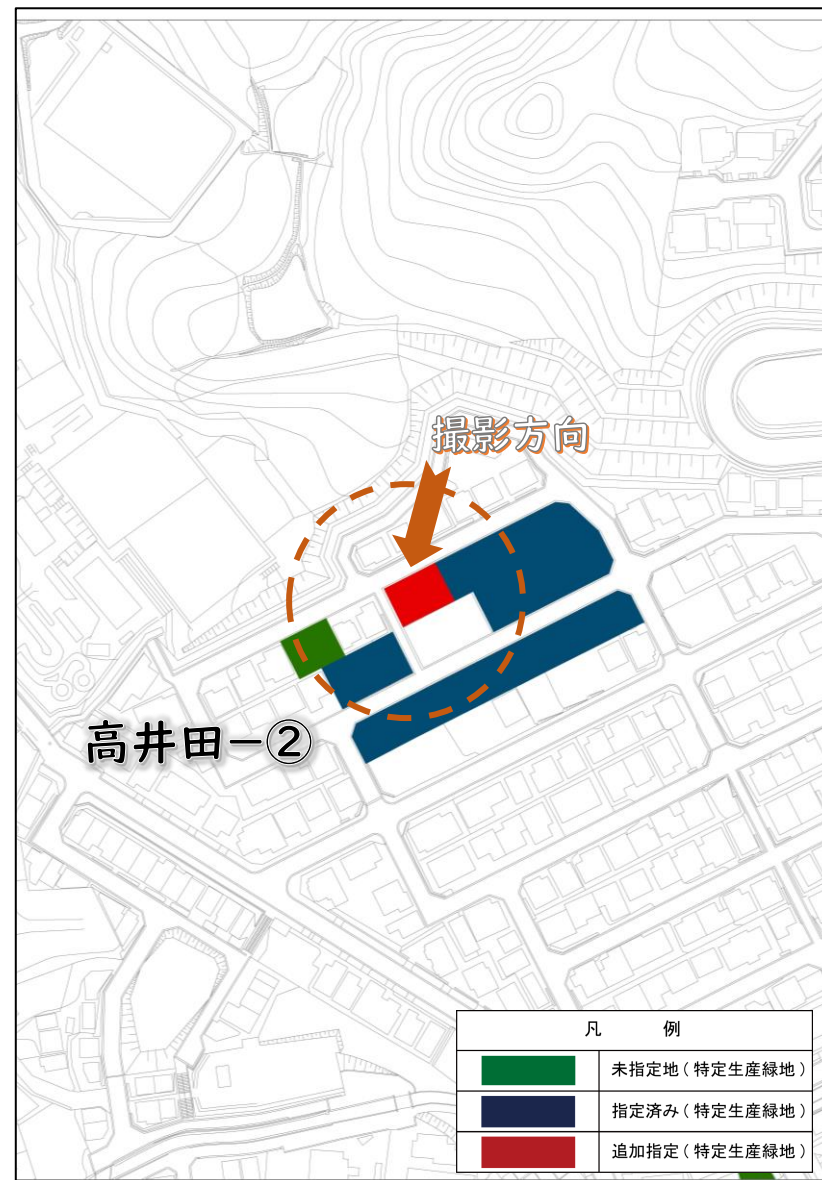


全体: 0.27 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.21ha
+ 今年度の指定面積 : 0.03ha
計 0.24ha (指定率 89%)



No.4 地区名称：国分市場Ⅰ-⑥

生産緑地地区の指定面積

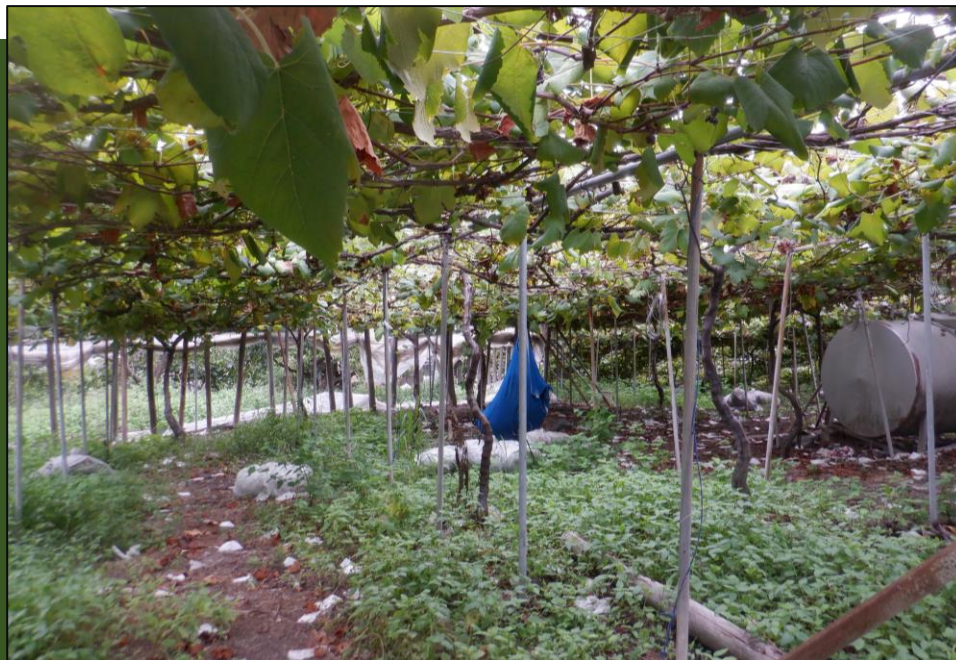


全体:0.14 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.08ha
+ 今年度の指定面積 : 0.06ha
計 0.14ha (指定率100%)



No.5 地区名称: 国分市場2-14

生産緑地地区の指定面積

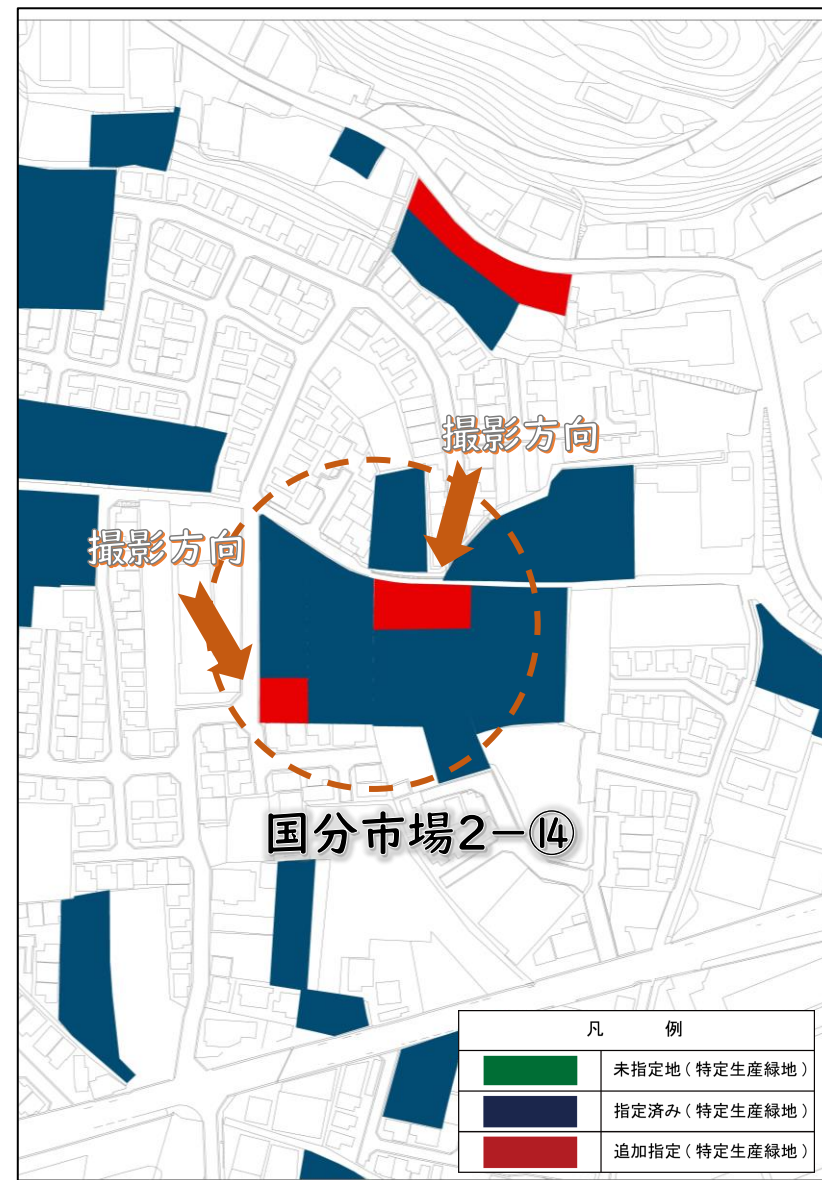


全体: 0.62 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.52ha
+ 今年度の指定面積 : 0.10ha
計 0.62ha (指定率100%)



No.6 地区名称: 国分東条町-⑰

生産緑地地区の指定面積



全体: 0.86 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 : 0.72ha
+ 今年度の指定面積 : 0.06ha
計 0.78ha (指定率 91%)



No.7 地区名称:旭ヶ丘2-③

生産緑地地区の指定面積



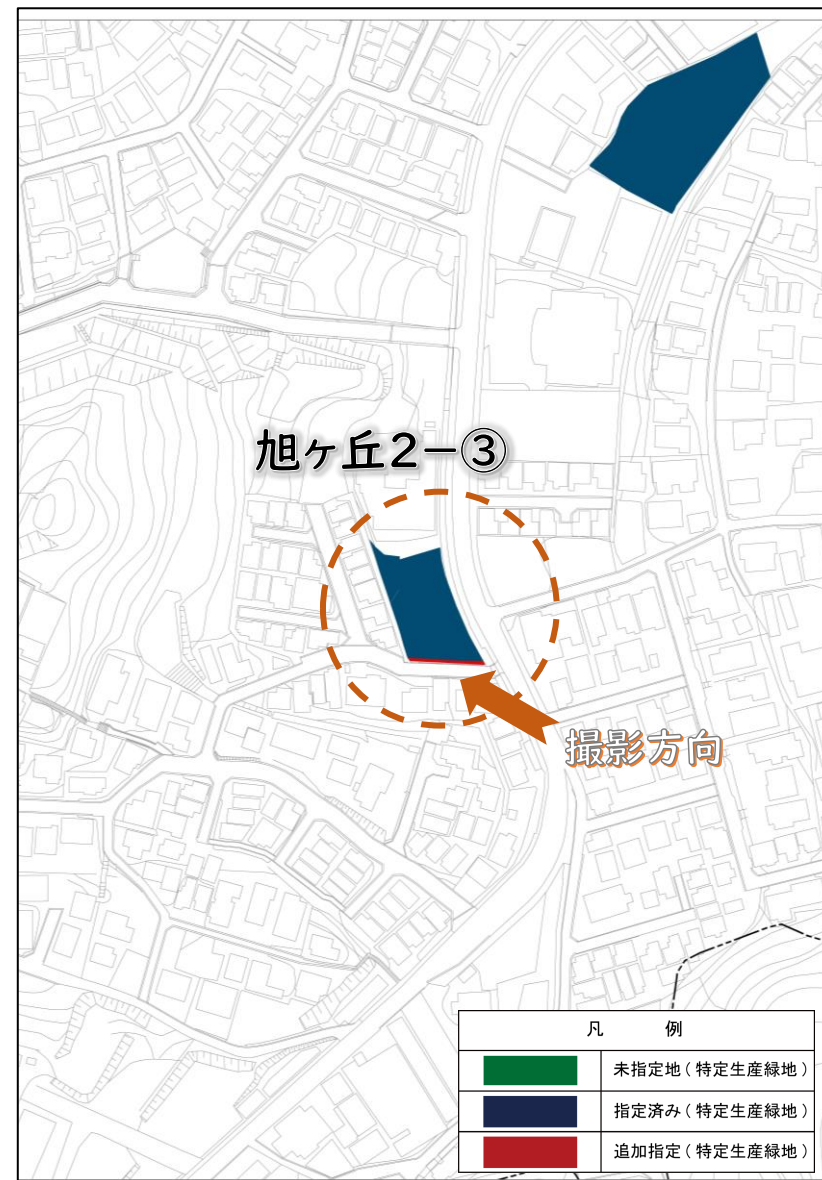
全体:0.08 ha

特定生産緑地の指定面積

内

昨年度までの指定面積 :0.07ha
+ 今年度の指定面積:0.01ha

計 0.08ha
(指定率100%)



No.8 地区名称: 円明町-⑫

生産緑地地区の指定面積

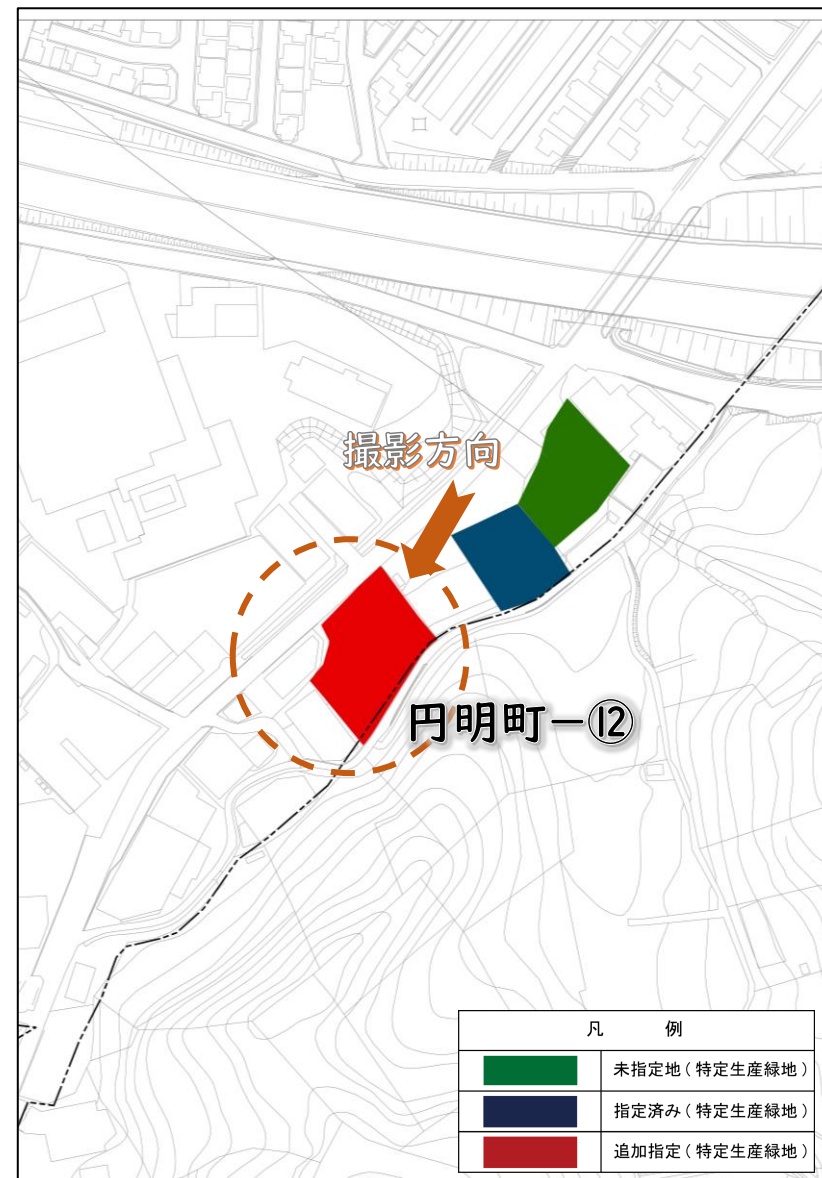


全体: 0.12 ha

特定生産緑地の指定面積

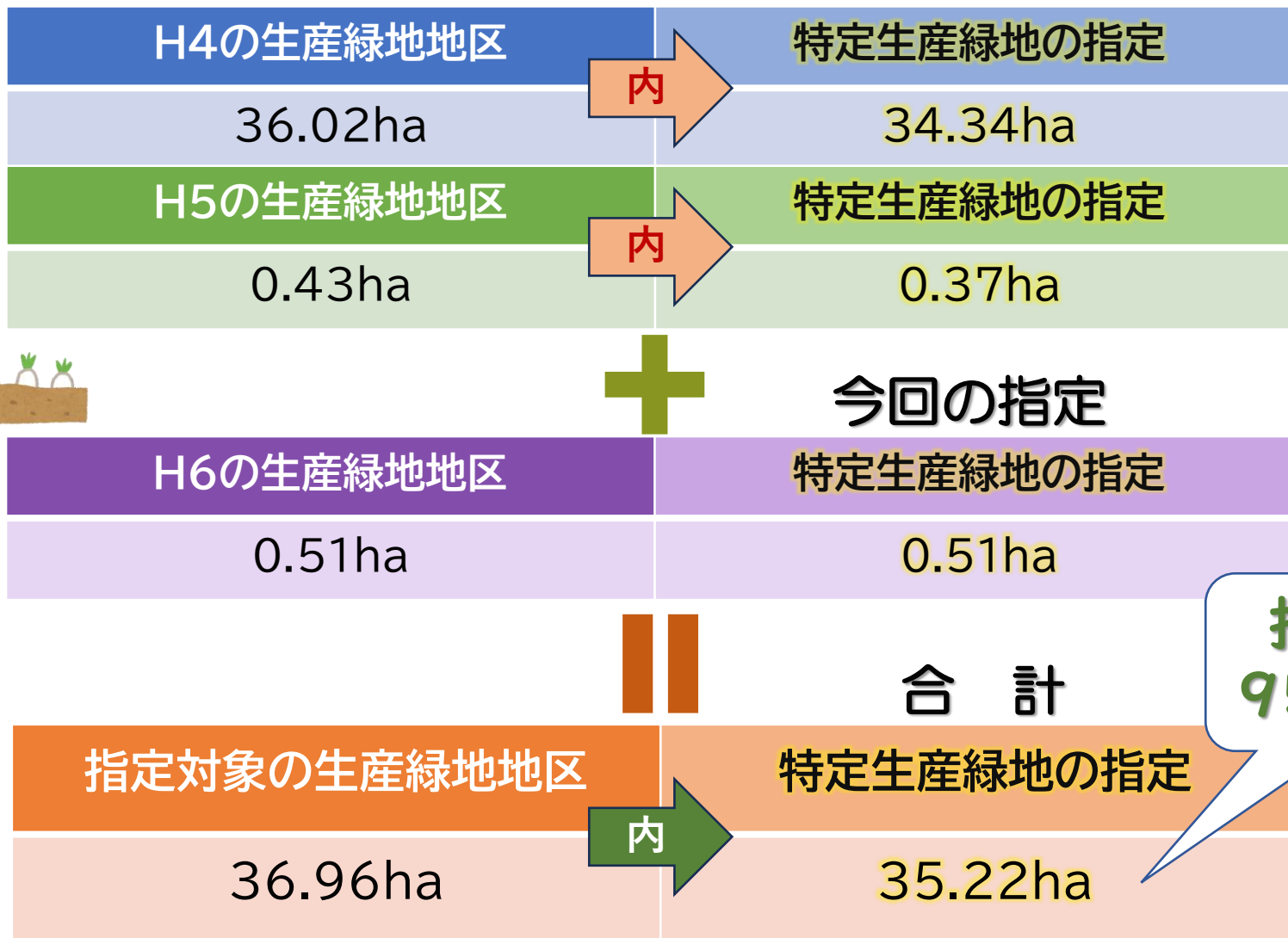
内

昨年度までの指定面積 : 0.00ha
+ 今年度の指定面積 : 0.12ha
計 0.12ha (指定率100%)



まとめ

特定生産緑地の指定状況 (R6.11時点)



指定率
95.3%!

令和6年度第2回柏原市都市計画審議会

【報告案件2】

(仮称)柏原スマートインターチェンジ整備について

令和6年11月26日 [火]

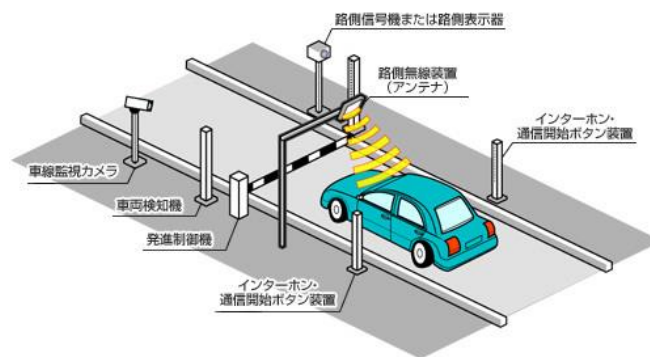
都市政策課

スマートインターチェンジとは

■スマートインターチェンジとは

スマートインターチェンジは、高速道路の本線やサービスエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。

利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがあります。

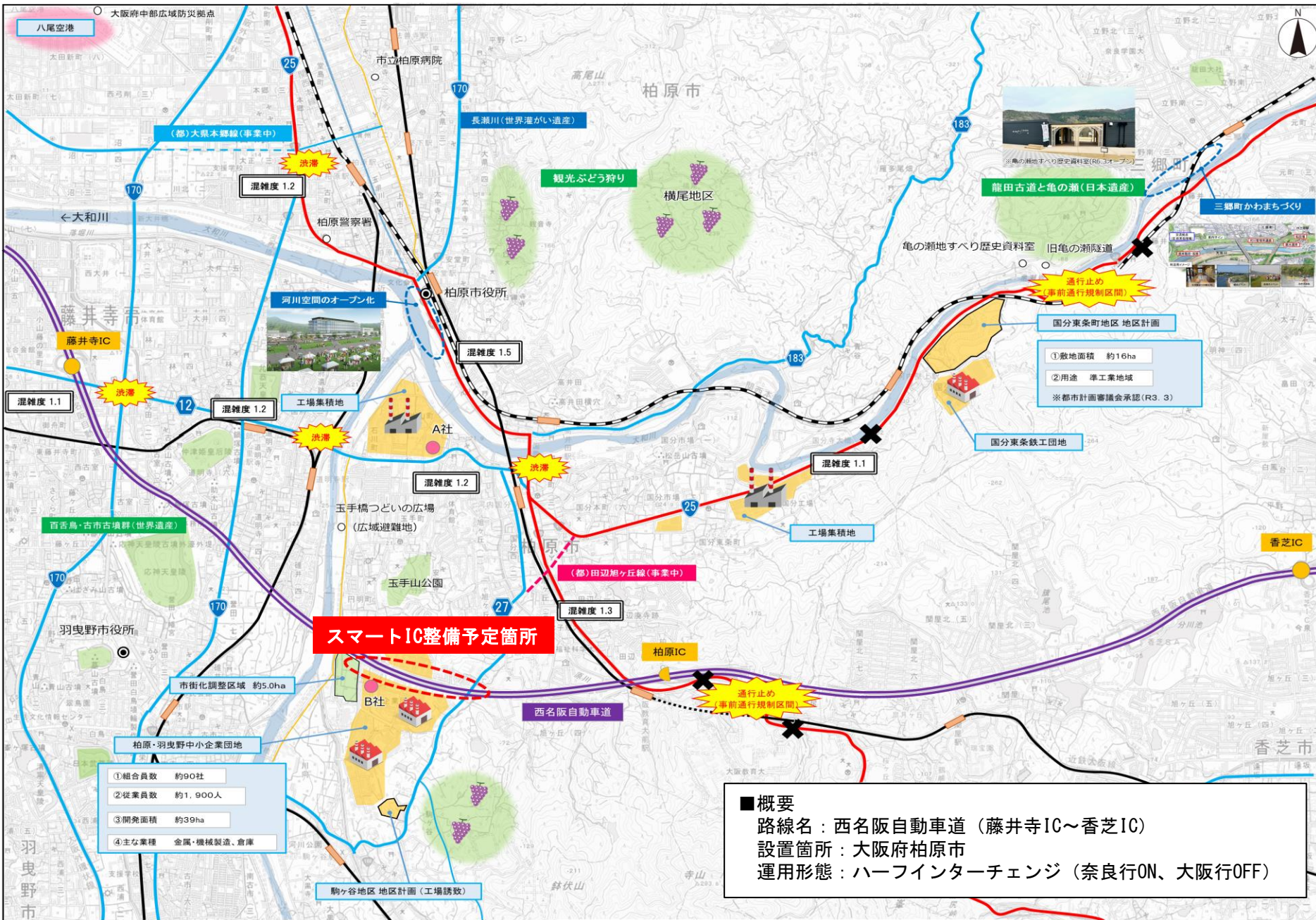


柏原市では、円滑な交通の確保、救急活動や防災体制の強化に寄与することから、スマートインターチェンジ整備に向けて、調査・検討を実施。

国として必要性が確認できる箇所等について、箇所を選定し、国が調査（直轄調査）を実施。

令和6年9月6日、国土交通省が、西名阪自動車道（藤井寺IC～香芝IC間）で大阪府内で初めてスマートインターチェンジの新規準備段階調査（国の直轄調査）箇所に決定。

スマートインターチェンジ整備予定地



スマートIC整備予定箇所

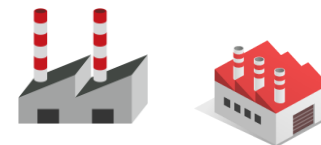
- | | |
|-------|------------|
| ①組合員数 | 約90社 |
| ②従業員数 | 約1,900人 |
| ③開発面積 | 約39ha |
| ④主な業種 | 金属・機械製造、倉庫 |

- | | |
|--------------------|-------|
| ①敷地面積 | 約16ha |
| ②用途 | 準工業地域 |
| ※都市計画審議会承認 (R3. 3) | |

■概要
 路線名：西名阪自動車道（藤井寺IC～香芝IC）
 設置箇所：大阪府柏原市
 運用形態：ハーフィンターチェンジ（奈良行ON、大阪行OFF）

01 地域産業の振興

近隣の企業団地等から西名阪自動車道へのアクセスが向上し、生産性の向上に期待できる。また、企業誘致や地域雇用の促進に期待できる。



02 防災体制の強化

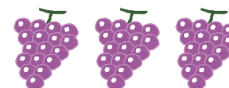
大雨時、通行止めになる国道25号等の代替道路になり、防災体制の強化に繋がる。また、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス強化に繋がる。

03 円滑な交通の確保

交通の分散化が図られ、藤井寺IC周辺や国道25号の渋滞緩和に期待できる。

04 観光の振興

日本遺産「龍田古道と亀の瀬」などの史跡や観光ぶどう狩りなどへのアクセスが向上し、観光客のさらなる集客アップに期待できる。

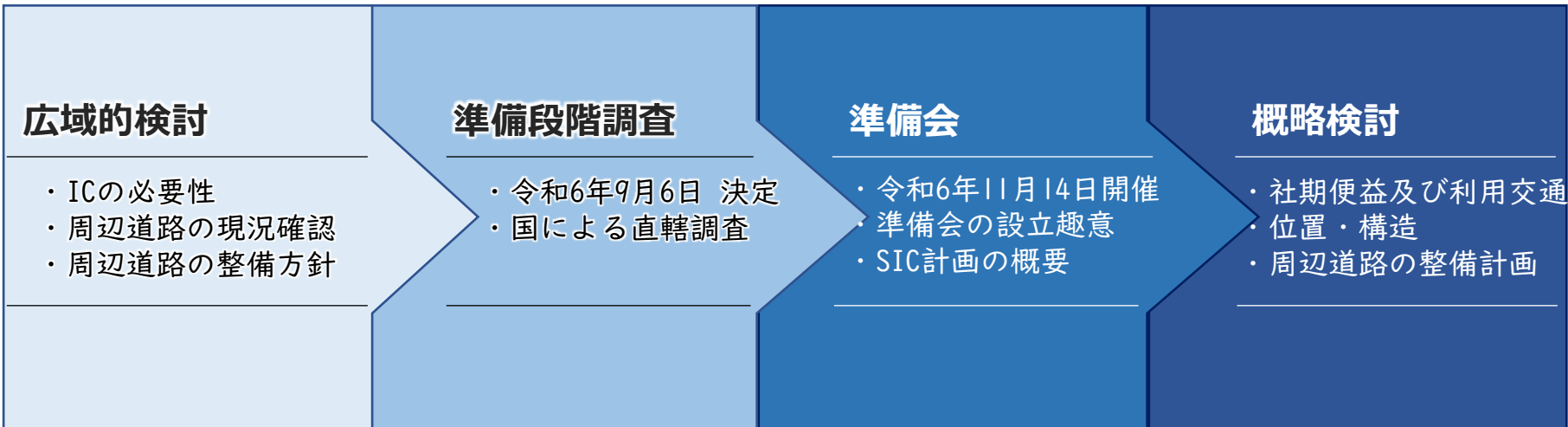


05 救急活動の支援

救急告示病院である奈良県の天理よろづ相談所病院へのアクセス性が向上し、搬送時間の短縮に期待できる。

06 地域連携の強化

三郷町と連携した「かわまちづくり」、柏原市役所前の「河川空間のオープン化」など、観光周遊ルートが形成され、観光の促進や地域連携の強化が期待できる。



準備段階調査



Press Release

令和6年9月6日
道路局高速道路課

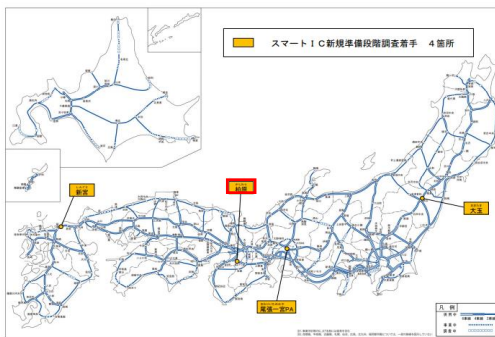
スマートインターチェンジの 高速道路会社への事業許可および準備段階調査手について

国土交通省は、スマートインターチェンジ6箇所について、本日付で高速道路会社へ事業許可を行いました。
あわせて、新たにスマートインターチェンジ4箇所の準備段階調査に着手することとしましたのでお知らせいたします。

- 別添①：スマートインターチェンジの検討・整備について
 - 別添②：スマートインターチェンジの高速道路会社への事業許可について
 - 別添③：スマートインターチェンジ新規事業化箇所の整備効果
 - 別添④：スマートインターチェンジの新規準備段階調査着手箇所について
- 参 考：スマートインターチェンジの整備

＜問い合わせ先＞
道路局 高速道路課 谷口、清水
代表：03-5253-8111（内線：38362、38353） 直通：03-5253-8500

スマートインターチェンジの新規準備段階調査着手箇所図



スマートインターチェンジ ^{※1} の新規準備段階調査着手箇所	別添④
スマートインターチェンジの名称(仮称) ^{※2}	路線名
茨宮	福良製薬新天笠村 東北縦貫自動車道弘前線(茨宮IC-二葉IC間)
備前第一PA	愛知県道1号 中央自動車道西宮線(小坂IC-備前IC間)
新宮	大阪府柏原市 近畿自動車道天理吹田線(藤井寺IC-新宮IC間)
新宮	福岡県豊前市 九州縦貫自動車道鹿島線(古賀IC-福岡IC間)

※1 スマートインターチェンジとは、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、専用ETCを搭載した車両が通行することを前提としたインターチェンジです。

※2 スマートインターチェンジの名称は仮称であり、正式名称は、地元や関係者のご意見等も踏まえて決定されます。

準備会



国土交通省近畿地方整備局
Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



柏原市

令和6年11月7日 14時00分
近畿地方整備局 大阪国道事務所
(柏原市同時発表)

大阪府内初のスマートインターチェンジ整備へ！
～「第1回(仮称)柏原スマートインターチェンジ準備会」を11月14日に開催します～

柏原市では、西名阪自動車道の藤井寺IC～番芝IC間において、スマートインターチェンジの設置を検討しています。国土交通省では、令和6年9月6日に国として必要性が確認できる箇所として、(仮称)柏原スマートインターチェンジを選定し、今年度より「準備段階調査(直轄調査)」として、国が調査・検討の一部を実施します。
当スマートインターチェンジの計画的かつ効率的な準備・検討を進めることを目的として、「第1回(仮称)柏原スマートインターチェンジ準備会」を下記により開催します。

【第1回(仮称)柏原スマートインターチェンジ準備会】

- 日 時：令和6年11月14日(木) 14:00～
- 場 所：柏原市役所 本館4階 中会議室(別紙1参照)
- 参加機関：柏原市
国土交通省
大阪府
西日本高速道路株式会社(順不同)
- 次 第：(1)挨拶(柏原市長)
(2)(仮称)柏原スマートIC準備会の設立趣意について
(3)(仮称)柏原スマートIC計画の概要について

柏原市都市計画 マスタープラン



令和4年3月

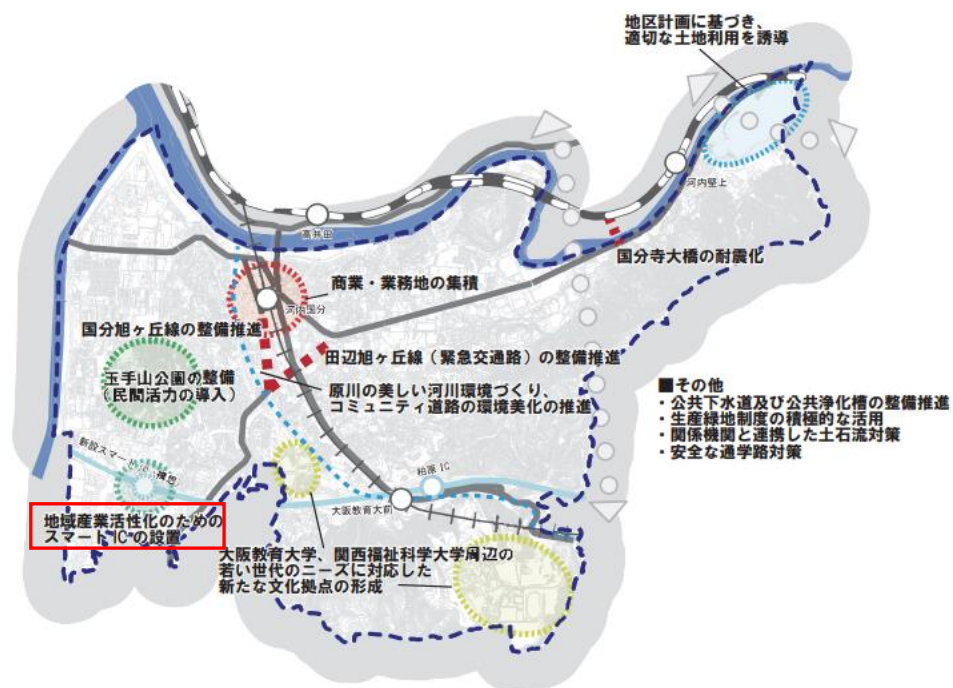
第4章 地域別構造

2) 国分地域の課題

○柏原インターチェンジは、大阪方面のハーフィンターチェンジのため、利用者が限られています。

4) 地域づくりの基本方針

○地域産業の活性化のため、円明町の工業団地周辺に西名阪自動車道のスマートインターチェンジの設置を目指します。



新規事業化に向けて

STEP1

実施計画書作成

社会便益、周辺道路の安全性、利用交通量、構造及び整備方法、管理・運営方法、地元関係機関との合意、利用促進方法等の検討結果を整理。

STEP2

地区協議会

スマートICの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該スマートIC供用後も継続して、その管理・運営形態・整備効果などについて定期的にフォローアップを行う。

STEP3

連結許可申請

連結道路管理者(柏原市)が、「スマートIC実施計画書」の策定後、関係法令に基づき連結許可申請書を提出。

新規事業化

柏原市
KASHIWARASHI



スマートインターチェンジ

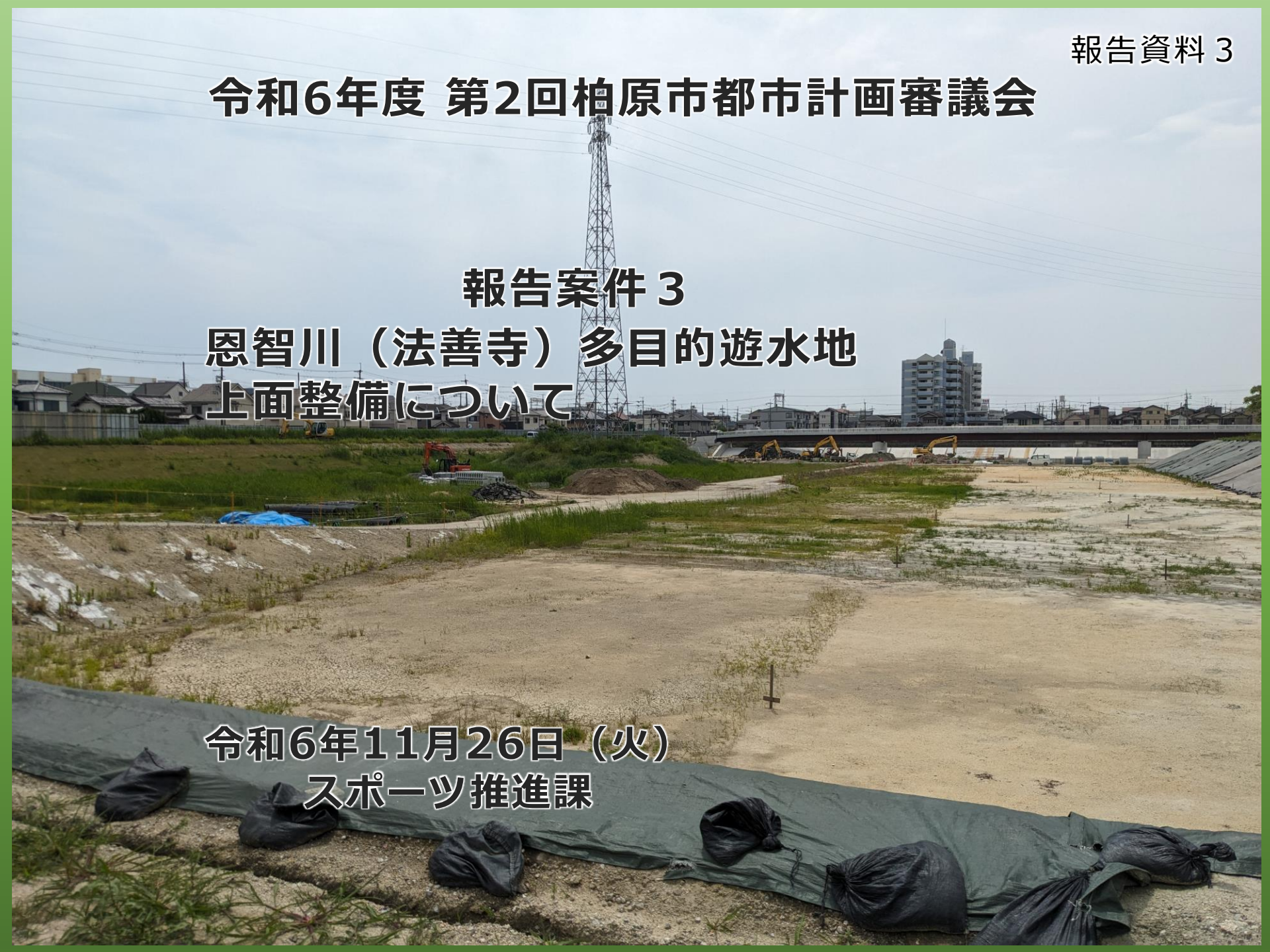
ETC専用
ONLY

令和6年度 第2回柏原市都市計画審議会

報告案件 3

恩智川（法善寺）多目的遊水地 上面整備について

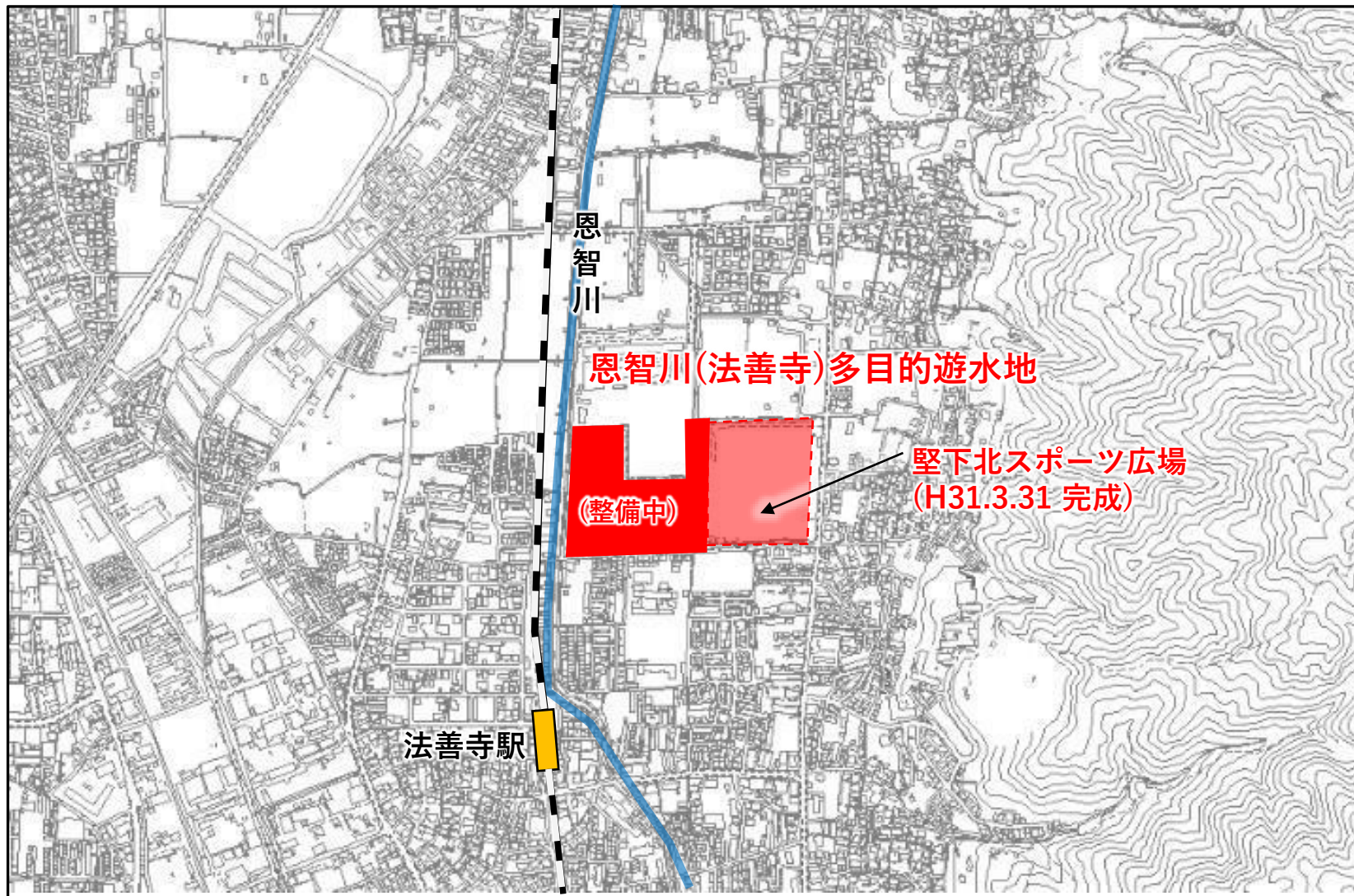
令和6年11月26日（火）
スポーツ推進課



恩智川（法善寺）多目的遊水地とは

- 恩智川は寝屋川水系のひとつに属する一級河川で、恩智川（法善寺）多目的遊水地事業は、寝屋川流域を洪水から守るため、恩智川の洪水を一時的に貯留する施設として、平成22年度から柏原市法善寺四丁目において整備がすすめられています。
- 完成後は当該地東側の柏原市堅下北スポーツ広場と一体となつて、**恩智川の洪水を防ぐために、溢水を一時的に溜めておく機能を担います。**
- 柏原市立堅下北スポーツ広場は平成31年4月1日に供用開始し、市民の皆様を始め、多くの団体に利用されています。

恩智川（法善寺）多目的遊水地の位置



経過

令和5年5月12日

令和5年度 第1回都市計画審議会

令和5年11月24日

令和5年度 第2回都市計画審議会

令和5年5月22日
～令和6年7月31日

基本設計

令和6年10月3日

遊水地上面整備についての説明会

令和6年11月26日

令和6年度 第2回都市計画審議会

令和6年7月12日
～令和7年2月28日

実施設計

令和7年度後半
～令和9年度(予定)

整備工事

単なるスポーツ施設の整備にとどまらず、公園的な要素も取り入れて、心と身体の健康や多世代の市民にとって身近に利用される場所になること、また、多目的な利用により賑わいの場が実現することを目的として基本計画（整備プラン）に基づき、多目的遊水地上面整備の基本設計を行います。

基本設計概要と事業スケジュール（案）を市民の皆様にお知らせすることを目的として開催しました。

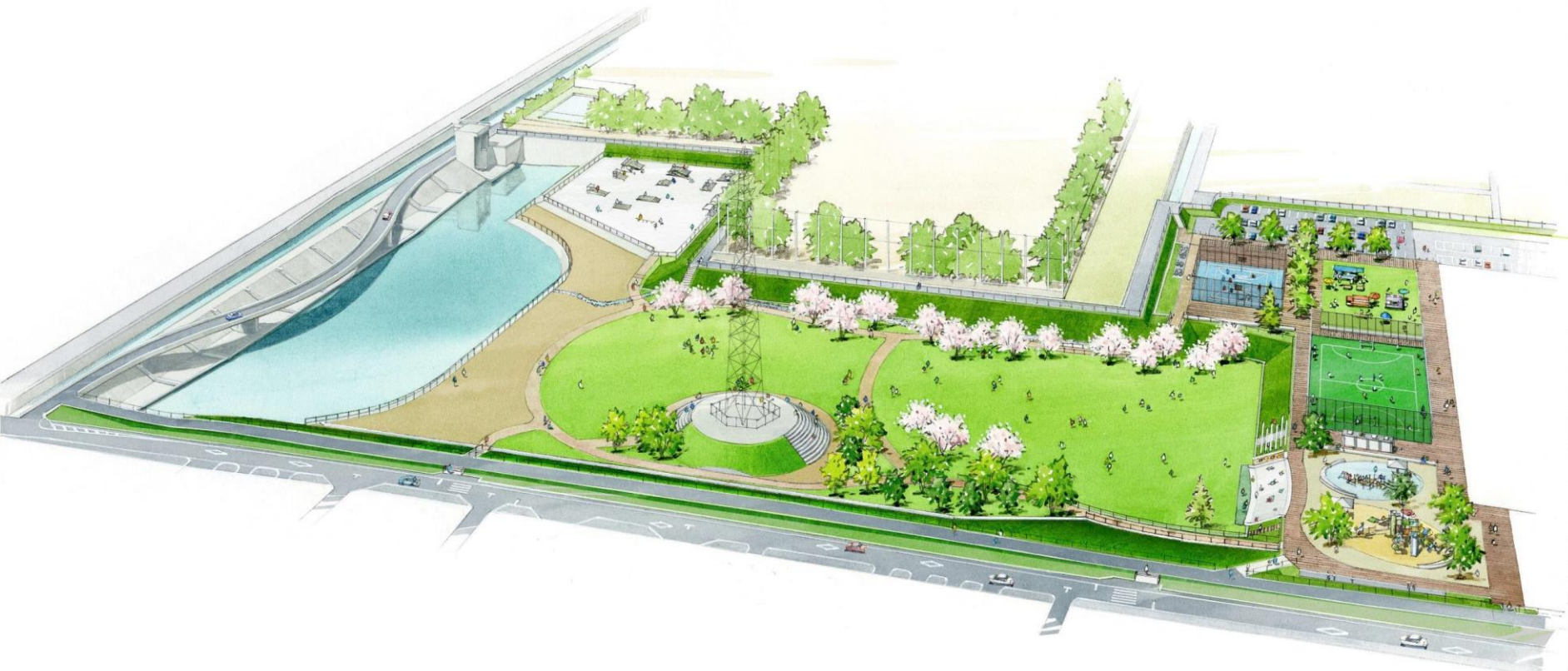
計画平面図



0 5 10 20 30 40 50 100m
SCALE 1/1,500 (A3)

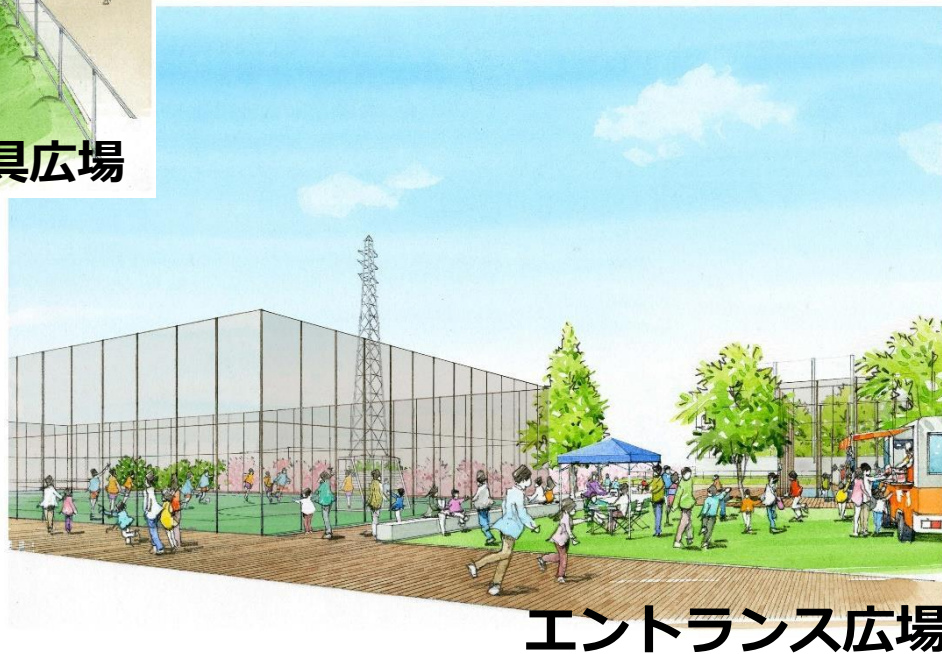


鳥瞰図(イメージ図)

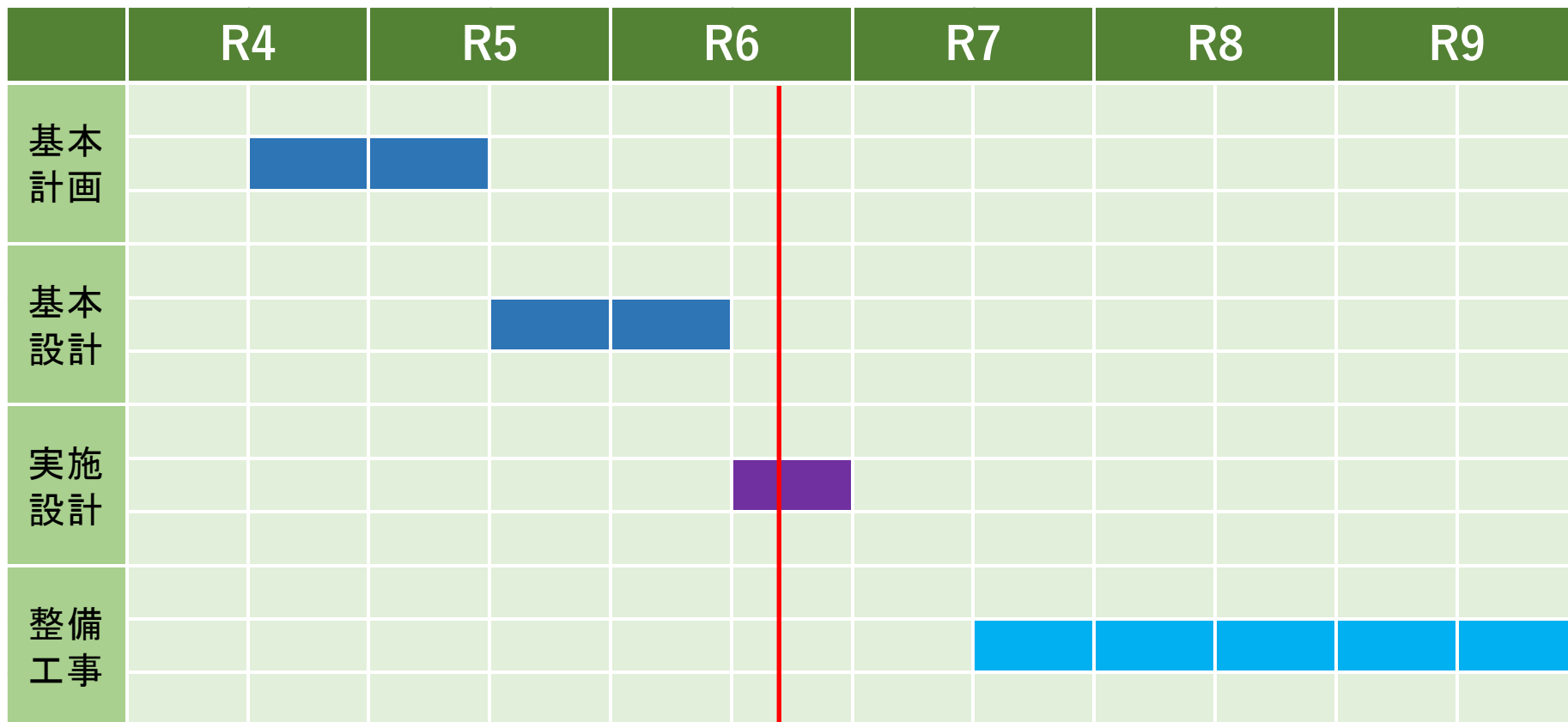


全体鳥瞰図

鳥瞰図(イメージ図)



事業全体のスケジュール



第2回都市計画
審議会

凡例

